

三木町告示第 194 号

三木町健康生きがい中核施設の設置及び管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 17 日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第 25 号

三木町健康生きがい中核施設の設置及び管理に関する規則

三木町健康生きがい中核施設の設置及び管理に関する規則(平成22年規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表の表を次のように改める。

別表（第 8 条関係）

（１） 施設の使用料

施設	単位	金額（円）		
		公益目的の 場合	公益目的以 外の場合	冷暖房の金 額
第 1 会議室	1 時間当たり	1, 320	1, 980	530
第 2 会議室	1 時間当たり	1, 800	2, 700	720
陶芸室	1 時間当たり	1, 920	2, 880	770
健康増進室	1 時間当たり	1, 680	2, 520	670
第 2 健康増進室	1 時間当たり	1, 320	1, 980	530
工芸室	1 時間当たり	1, 440	2, 160	580
創作工房	1 時間当たり	1, 920	2, 880	770
健康福祉室	1 時間当たり	720	1, 080	480
調理実習室	1 時間当たり	1, 440	2, 160	580
第 1 学習室	1 時間当たり	1, 320	1, 980	530
第 2 学習室	1 時間当たり	1, 800	2, 700	720
研修室	1 時間当たり	1, 320	1, 980	530
ギャラリー	1 時間当たり	480	720	240
和室大広間	1 時間当たり	720	1, 080	290
和室研修室	1 時間当たり	240	360	100

エントランスホール	1 時間当たり	480	720	140
-----------	---------	-----	-----	-----

(2) トレーニング室の使用料

ア 利用券又は利用定期券を購入して使用する場合

使用区分		使用料の額 (円)
一般	1 人につき 1 回	419
	1 人につき 1 月	3, 280
	1 人につき 3 月	7, 380
中学生・高校生	1 人につき 1 回	300
	1 人につき 1 月	2, 400
	1 人につき 3 月	5, 400

備考

- 1 トレーニング室を使用できる者は、中学生以上の者とする。
- 2 中学生は、保護者が同伴又は指導者が引率する場合のみ使用できる。

イ 利用回数券を購入して使用する場合

使用区分	使用料の額 (円)
一般	4, 100
中学生・高校生	3, 000

備考 利用回数券の回数は、12回とする。

(3) 附属設備及び器具の使用料

区分	単位	使用料の額 (円)
七宝電気炉	1 台につき 1 時間当たり	120
電子ピアノ	1 台につき 1 時間当たり	240
音響・映像操作卓	1 式につき 1 時間当たり	360
プラズマディスプレイ	1 式につき 1 時間当たり	240
ビデオプロジェクター	1 式につき 1 時間当たり	240
オーバーヘッドプロジェクター	1 台につき 1 時間当たり	120
机	1 脚につき 1 回	120
展示パネル	1 枚につき 1 回	120
電気特別使用料	使用量 1 キロワット時当たり	60

備考

- 1 電気の使用量は、利用者が持ち込んだ電気器具の定格消費電力により算定する。
- 2 電気の使用量に 1 キロワット時未満の端数があるときは、その端数を 1 キロワット時とし、その使用量が 1 キロワット時未満であるときは、これを 1 キロワット時とする。

附 則

この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。